

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 503

平成21年 2月 2日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行) 株式会社ノースアイランド
 東京本社) 東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社) 大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

マーケティング

ゆるキャラが生み出す多彩な効果 予想以上に地方財政への貢献も

全国各地の観光地PRや行政等の団体のイベント会場にノソッと現れる愛らしい「ゆるキャラ」。ゆるキャラとは、その地方を象徴する特徴や産物などを着ぐるみキャラクターに擬したもので、07年あたりから人気急上昇し、各イベントの集客アップに欠かせない存在だ。

人が集まればイベントの目的が達成され、土産品やグッズが売れる。さらにそのモノが口コミで評判を呼ぶことによって売れ行きが増すという好循環を生んでいる。埼玉県では県のマスコット「コバトン」を先頭に立て、県内の名産やグルメをゆるキャラで表現し、県内11団体まで参加する勢いとなっている。名産・草加せんべいの「ぱりぱりくん」などがイベント会場や物産館で愛嬌をふりまく光景が見られる。

08年にも鳥取県観光連盟は「ゆるキャラカップin鳥取砂丘」という運動会のような全国イベントを開いた。鳥取県内のマスコットを中心に、ゆるキャラのスター「ひこにゃん」(滋賀県彦根市)、「うながっぱ」(岐阜県多治見市)など、全国から52団体が参加し、7,000人余りの人が来場した。

彦根市は「ふるさと納税制度」の寄付目的の項目に「ひこにゃん応援事業」を入れた。すると9割の人がこの項目で寄付、総額約100万円にも達した。埼玉も鳥取も「経費の割に宣伝効果が高い」と費用対効果に満足げ。納税には渋くとも、ゆるキャラなら許すという心理。ここにマーケティングの面白さ、妙味がある。

税務会計

一人会社規制の対象は5万6千社 基準所得金額の引上げで対象半減

特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入措置は、いわゆる実質一人会社のオーナー給与の給与所得控除相当額を損金不算入とするものである。

2006年度税制改正で創設され、2006年4月1日以後に開始する事業年度から適用されたが、2年目となる2007年度分の対象法人数は5万6千社にのぼることが、昨年暮れの牧義夫民主党衆議院議員の質問に対する国会答弁書で明らかになった。

財務省の試算では当初、全国の同族会社に占める課税対象社数を5万社程度(約2%)とみられていたが、フタを開けると対象会社数は試算の2倍強となる約11万7千社(約4.8%)に達した。このことから、各業界団体等から廃止を含めた見直しを求める声が高まった。

こうした要望等を踏まえて、2007年度税制改正において適用除外基準である基準所得金額が、800万円から1,600万円へと2倍に引き上げられた。

上記の国会答弁書によると、2008年3月決算法人に関して行ったサンプル調査結果では、同族会社数に占める同制度の適用対象法人数の割合は約2.3%と、適用初年度に比べ2.5ポイント減少した。この割合を基に2007年度分適用対象法人の総数を機械的に推計すると約5万6千社となっており、適用除外基準額が2倍に引き上げられたことから、対象法人数は半分以下に減少したことになる。

今週のキーワード

ふるさと納税制度

出身地などを応援したい都道府県、市区町村などに金銭を寄付した場合、5,000円を超えた部分が、寄付した本人が住んでいる自治体に納める個人住民税(地方税)と、所得税(国税)から控除される仕組みのこと。ふるさとに直接納税するのではない。都市と地方の税収格差を解消しようと、08年4月改正の改正地方税法で導入された。収入や世帯構成に応じて控除額に上限が設けられている。寄付するのは出身地でなくても可。住民がその街に行く寄付もOK。